

平成 26 年定例会

予算決算常任委員会
環境生活農林水産分科会
説明資料

◎ 所管事項説明

- 1 四日市朝鮮初中級学校の教育内容に関する取組について 1
- 2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に
基づく報告について 13

平成 26 年 10 月 3 日

環境生活部

1 四日市朝鮮初中級学校の教育内容に関する取組について

平成 26 年 1 月 17 日の予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会において、三重朝鮮学園から報告のありました取組（別紙 1）をご報告したところですが、平成 26 年 3 月 11 日の予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会でのご意見をふまえ、今回、その取組内容の確認を行いましたので、ご報告するものです。

1 拉致問題について

平成 26 年 6 月 27 日、中級部の全生徒（15 名）に拉致問題の授業が実施され、校長の通訳により確認を行ったところ、その内容は次のとおりでした。

<内容>

教師は、授業の初めに日朝政府間協議後のテレビニュースのビデオを見せた後、「日朝平壤（ピョンヤン）宣言（平成 14 年 9 月 17 日）」（別紙 2・3）を読み上げ、朝鮮民主主義人民共和国は拉致を認め謝罪したが、宣言後も拉致問題の解決が進展しないことから日朝関係が悪化してきたと説明しました。

次に、教師は、「日朝政府間協議における合意文（平成 26 年 5 月 29 日）」（別紙 4・5）を生徒に黙読させ、拉致被害者等の再調査を行うための特別調査委員会を設置することや 7 月 1 日と 2 日に北京にて日朝局長級協議が開催されることなどを説明しました。

また、校長は、拉致は重大な人権侵害で絶対にあってはならないことであることを強調し、日本と仲良くし役に立つ人になるよう努力してほしいと話をしました。

授業の最後に、生徒から「拉致問題はニュースである程度わかっていると思っていましたが、今日の説明を聞いて、さらによくわかりました。」「日本との信頼関係は良くないので、会議が開かれ、日本と親しくなると良いと思います。」との感想がありました。

2 独島（竹島）問題について

平成 26 年 4 月 16 日、中級部 1 年生（6 名）に朝鮮地理の授業が実施され、校長の通訳により確認を行ったところ、その内容は次のとおりでした。

<内容>

授業は、世界地図での赤道や緯度経度等の説明後、朝鮮の地理的位置の学習に移り、教師は、教科書に基づき朝鮮の東西南北の最も端の地点を説明しました。

教師は、各地点の説明の際、最東端の竹島（独島）については、外務省ホームページ掲載の「竹島の領有権に関する日本の一貫した立場」（別紙6）を教材とし、日本が固有の領土であることを主張していると説明しました。

なお、生徒からの質問や感想はありませんでした。

3 歴史教育について

平成 26 年 8 月 4 日付けで、三重朝鮮学園から教科書編纂委員会に対して、別紙7のとおり、「朝鮮と日本の見解、ものごとの捉え方の違いなどをより分かりやすく教える方向で検討して下さる事」「日本の人々と手を携えて、よりよい共生社会を築いていこうという自覚や積極的な態度を育む方向で、内容をより一層充実して下さる事」の要請が行われました。

4 総括

県としては、三重朝鮮学園から報告のありました取組（別紙1）が実施されましたので、今年度の補助金を執行したいと考えています。

四日市朝鮮初中級学校の教育内容に関する取り組みについて

三重朝鮮学園は、2013年11月26日付けで四日市朝鮮初中級学校の教育内容に関する取り組みを表明したところですが、来年度から下記のとおり取り組んでいきます。

記

1. 拉致問題

現在、初・中級部の教科書には拉致を記述した箇所はありませんが、今後は、人権週間等の機会を活用して、拉致は絶対にあってはならない事であり決して許すことができない犯罪行為である事を教え、また、日本との友好的関係を望みその実現に尽力するよう教えていきます。

2. 独島(竹島) 問題

現在、初・中級部の地理教科書には、領土の最東端であると記述され、日本の主張は記述されていません。今後は、授業の中で、朝鮮・韓国と日本がそれぞれ自国の領土であると主張していることについて教えていきます。

3. 歴史教育

日本人と共に生きていくという観点から、未来志向の視点に立って、日本における共存、共栄、多文化共生を目指していくことを重視した教科書づくりが行なわれるよう教科書編纂委員会に働きかけていきます。

また、拉致問題等について、副読本的な補助教材を活用するなど、教育内容の改善に取り組んでいきます。

2014年1月7日

三重朝鮮学園

理事長 李相高



日朝平壤宣言

平成 14 年 9 月 17 日

小泉純一郎日本国総理大臣と金正日朝鮮民主主義人民共和国国防委員長は、2002 年 9 月 17 日、平壤で出会い会談を行った。

両首脳は、日朝間の不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、実りある政治、経済、文化的関係を樹立することが、双方の基本利益に合致するとともに、地域の平和と安定に大きく寄与するものとなるとの共通の認識を確認した。

1. 双方は、この宣言に示された精神及び基本原則に従い、国交正常化を早期に実現させるため、あらゆる努力を傾注することとし、そのために 2002 年 10 月中に日朝国交正常化交渉を再開することとした。

双方は、相互の信頼関係に基づき、国交正常化の実現に至る過程においても、日朝間に存在する諸問題に誠意をもって取り組む強い決意を表明した。

2. 日本側は、過去の植民地支配によって、朝鮮の人々に多大の損害と苦痛を与えたという歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを表明した。

双方は、日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等が実施されることが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議することとした。

双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945 年 8 月 15 日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。

双方は、在日朝鮮人の地位に関する問題及び文化財の問題については、国交正常化交渉において誠実に協議することとした。

3. 双方は、国際法を遵守し、互いの安全を脅かす行動をとらないことを確認した。また、日本国民の生命と安全にかかわる懸案問題については、朝鮮民主主義人民共和国

側は、日朝が不正常な関係にある中で生じたこのような遺憾な問題が今後再び生じることがないように適切な措置をとることを確認した。

4. 双方は、北東アジア地域の平和と安定を維持、強化するため、互いに協力していくことを確認した。

双方は、この地域の関係各国の間に、相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認するとともに、この地域の関係国間の関係が正常化されるにつれ、地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識を一にした。

双方は、朝鮮半島の核問題の包括的な解決のため、関連するすべての国際的合意を遵守することを確認した。また、双方は、核問題及びミサイル問題を含む安全保障上の諸問題に関し、関係諸国間の対話を促進し、問題解決を図ることの必要性を確認した。

朝鮮民主主義人民共和国側は、この宣言の精神に従い、ミサイル発射のモラトリアムを 2003 年以降も更に延長していく意向を表明した。

双方は、安全保障にかかわる問題について協議を行っていくこととした。

日本国
総理大臣
小泉 純一郎

朝鮮民主主義人民共和国
国防委員会 委員長
金 正 日

2002 年 9 月 17 日
平壤

* 外務省ホームページより引用

http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/n_korea_02/sengen.html

2014 年 6 月 27 日 (金)

四日市朝鮮初中級学校

조일평양선언

조선민주주의인민공화국 김정일국방위원장과 일본국 고이즈미 준이치로총리대신은 2002년 9월 17일 평양에서 상봉하고 회담을 진행하였다.

두 수뇌들은 조일사이의 불미스러운 과거를 청산하고 현안사항을 해결하며 결실 있는 정치, 경제, 문화적관계를 수립하는것이 쌍방의 기본리익에 부합되며 지역의 평화와 안정에 큰 기여로 된다는 공통된 인식을 확인하였다.

1. 쌍방은 이 선언에서 제시된 정신과 기본원칙에 따라 국교정상화를 빠른 시일안에 실현시키기 위하여 모든 노력을 기울이기로 하였으며 이를 위하여 2002년 10월중에 조일국교정상화회담을 재개하기로 하였다.

쌍방은 호상 신뢰관계에 기초하여 국교정상화를 실현하는 과정에도 조일사이에 존재하는 제반 문제들에 성의 있게 임하려는 강한 결의를 표명하였다.

2. 일본측은 과거 식민지배로 인하여 조선인민에게 다대한 손해와 고통을 준 역사적사실을 겸허하게 받아들이며 통절한 반성과 마음속으로부터의 사죄의 뜻을 표명하였다.

쌍방은 일본측이 조선민주주의인민공화국측에 대하여 국교정상화후 쌍방이 적절하다고 간주하는 기간에 걸쳐 무상자금협력, 저리지장기차관제공 및 국제기구를 통한 인도주의적지원 등의 경제협력을 실시하며 또한 민간경제활동을 지원하는 견지에서 일본국제협력은행 등에 의한 융자, 신용대부 등이 실시되는것이 이 선언의 정신에 부합된다는 기본인식밑에 국교정상화회담에서 경제협력의 구체적인 규모와 내용을 성실히 협의하기로 하였다.

쌍방은 국교정상화를 실현하는데 있어서 1945년 8월 15일 이전에 발생한 이유에 기초한 두 나라 및 두 나라 인민의 모든 재산 및 청구권을 호상 포기하는 기본원칙에 따라 국교정상화회담에서 이에 대하여 구체적으로 협의하기로 하였다.

쌍방은 재일조선인들의 지위문제와 문화재문제에 대하여 국교정상화회담에서 성실히 협의하기로 하였다.

3. 쌍방은 국제법을 준수하며 서로의 안전을 위협하는 행동을 하지 않는다는것을 확인하였다. 또한 일본국민의 생명 및 안전과 관련된 현안문제에 대하여 조선민주주의인민공화국측은 조일 두 나라의 비정상적인 관계속에서 발생한 이러한 유감스러운 문제가 앞으로 다시 발생하지 않도록 적절한 조치를 취할것을 확인하였다.

4. 쌍방은 동북아시아지역의 평화와 안정을 유지강화하기 위하여 호상 협력해 나갈것을 확인하였다.

쌍방은 이 지역의 유관국들사이에 호상 신뢰에 기초하는 협력관계구축의 중요성을 확인하며 이 지역의 유관국들사이의 관계가 정상화되는데 따라 지역의 신뢰조성을 도모하기 위한 틀거리를 정비해 나가는것이 중요하다는데 대하여 인식을 같이 하였다.

쌍방은 조선반도핵문제의 포괄적인 해결을 위하여 해당한 모든 국제적합의들을 준수할것을 확인하였다. 또한 쌍방은 핵 및 미사일문제를 포함한 안전보장상의 제반 문제와 관련하여 유관국들사이의 대화를 촉진하여 문제해결을 도모해야 할 필요성을 확인하였다.

조선민주주의인민공화국측은 이 선언의 정신에 따라 미사일발사의 보류를 2003년 이후 더 연장할 의향을 표명하였다.

쌍방은 안전보장과 관련한 문제에 대하여 협의해 나가기로 하였다.

조선민주주의인민공화국 국방위원회 위원장 김정일 일본국 총리대신 고이즈미 준이치로

2002년 9월 17일

평양

* 朝鮮新報ホームページより引用

http://chosonsinbo.com/2002/09/kcna_020917/

2014年6月27日(金)

四日市朝鮮初中級學校

別紙 3

双方は、日朝平壤宣言に則って、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、国交正常化を実現するために、真摯に協議を行った。

日本側は、北朝鮮側に対し、1945年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を要請した。

北朝鮮側は、過去北朝鮮側が拉致問題に関して傾けてきた努力を日本側が認めたことを評価し、従来の立場はあるものの、全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施し、最終的に、日本人に関する全ての問題を解決する意思を表明した。日本側は、これに応じ、最終的に、現在日本が独自に取っている北朝鮮に対する措置（国連安保理決議に関連して取っている措置は含まれない。）を解除する意思を表明した。

双方が取る行動措置は次のとおりである。双方は、速やかに、以下のうち具体的な措置を実行に移すこととし、そのために緊密に協議していくこととなった。

一日本側

第一に、北朝鮮側と共に、日朝平壤宣言に則って、不幸な過去を清算し、懸案事項を解決し、国交正常化を実現する意思を改めて明らかにし、日朝間の信頼を醸成し関係改善を目指すため、誠実に臨むこととした。

第二に、北朝鮮側が包括的調査のために特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始する時点で、人的往來の規制措置、送金報告及び携帯輸出届出の金額に関して北朝鮮に対して講じている特別な規制措置、及び人道目的の北朝鮮籍の船舶の日本への入港禁止措置を解除することとした。

第三に、日本人の遺骨問題については、北朝鮮側が遺族の墓参の実現に協力してきたことを高く評価し、北朝鮮内に残置されている日本人の遺骨及び墓地の処理、また墓参について、北朝鮮側と引き続き協議し、必要な措置を講じることとした。

第四に、北朝鮮側が提起した過去の行方不明者の問題について、引き続き調査を実施し、北朝鮮側と協議しながら、適切な措置を取ることとした。

第五に、在日朝鮮人の地位に関する問題については、日朝平壤宣言に則って、誠実に協議することとした。

第六に、包括的かつ全面的な調査の過程において提起される問題を確認するため、北朝鮮側の提起に対して、日本側関係者との面談や関連資料の共有等について、適切な措置を取ることとした。

第七に、人道的見地から、適切な時期に、北朝鮮に対する人道支援を実施することを検討することとした。

一北朝鮮側

第一に、1945年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者を含む全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施することとした。

第二に、調査は一部の調査のみを優先するのではなく、全ての分野について、同時並行的に行うこととした。

第三に、全ての対象に対する調査を具体的かつ真摯に進めるために、特別の権限（全ての機関を対象とした調査を行うことのできる権限。）が付与された特別調査委員会を立ち上げることとした。

第四に、日本人の遺骨及び墓地、残留日本人並びにいわゆる日本人配偶者を始め、日本人に関する調査及び確認の状況を日本側に随時通報し、その過程で発見された遺骨の処理と生存者の帰国を含む去就の問題について日本側と適切に協議することとした。

第五に、拉致問題については、拉致被害者及び行方不明者に対する調査の状況を日本側に随時通報し、調査の過程において日本人の生存者が発見される場合には、その状況を日本側に伝え、帰国させる方向で去就の問題に関して協議し、必要な措置を講じることとした。

第六に、調査の進捗に合わせ、日本側の提起に対し、それを確認できるよう、日本側関係者による北朝鮮滞在、関係者との面談、関係場所の訪問を実現させ、関連資料を日本側と共有し、適切な措置を取ることとした。

第七に、調査は迅速に進め、その他、調査過程で提起される問題は様々な形式と方法によって引き続き協議し、適切な措置を講じることとした。

* 「日朝政府間協議での合意事項」

* 外務省ホームページより引用

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000040352.pdf>

2014年6月27日（金）

四日市朝鮮初中級学校

조일정부간회담에서 합의된 발표문

(평양 5월 30 일발 조선중앙통신)

2014년 5월 26일부터 28일 사이에 스웨리에 스톡홀름에서 조일정부간회담이 진행되었다. 29일 합의된 내용은 다음과 같다.

쌍방은 조일평양선언에 따라 불행한 과거를 청산하고 현안문제들을 해결하며 국교정상화를 실현하기 위하여 진지한 협의를 진행하였다.

일본측은 공화국측에 1945년을 전후하여 공화국령내에서 사망한 일본인의 유골 및 묘지, 잔류일본인, 일본인배우자, 랍치피해자 및 행불자를 포함한 모든 일본인에 대한 조사를 요청하였다.

공화국측은 일본측이 지난 시기 랍치문제와 관련하여 기울여온 공화국의 노력을 인정할 때에 대해 평가하면서 총래의 립장은 있지만 모든 일본인에 대한 조사를 포괄적이며 전면적으로 진행하여 최종적으로 일본인에 관한 모든 문제를 해결할 의사를 표명하였다.

일본측은 이에 따라 최종적으로 현재 일본이 독자적으로 취하고있는 대조선(제제)조치를 해제할 (유엔안보리결의와 관련하여 취하고있는 조치는 포함되지 않는다.)의사를 표명하였다.

쌍방이 취할 행동조치들은 다음과 같다.

쌍방은 조속한 시일내에 다음의 구체적인 조치들을 실행에 옮기기로 하고 그를 위해 긴밀히 협의해나가기로 하였다.

— 일본측

첫째, 공화국측과 함께 조일평양선언에 따라 불행한 과거를 청산하고 현안문제를 해결하며 국교정상화를 실현할 의사를 다시금 밝히고 일조간의 신뢰를 조성하고 관계개선을 지향하여 성실히 립하기로 하였다.

둘째, 공화국측이 포괄적조사를 위해 《특별조사위원회》를 내오고 조사를 개시하는 시점에서 인적왕태규제조치, 송금보고 및 휴대수출신청금액과 관련하여 공화국에 대해 취하고있는 특별한 규제조치, 인도주의목적의 공화국국적선택의 일본인항금지조치를 해제하기로 하였다.

셋째, 일본인유골문제에 대해서는 공화국측이 유가족들의 성묘방문실현에 협력해온데 대해 높이 평가하면서 공화국령내에 방치되어있는 일본인의 유골 및 묘지처리, 성묘방문과 관련하여 공화국측과 계속 협의하고 필요한 조치를 취하기로 하였다.

넷째, 공화국측이 제기한 과거의 행불자들에 대해 계속 조사를 실시하며 공화국측과 협의하면서 적절한 조치를 취하기로 하였다.

다섯째, 재일조선인의 지위와 관련한 문제에 대해서는 조일평양선언에 따라 성실히 협의해나가기로 하였다.

여섯째, 포괄적이며 전면적인 조사과정에 제기되는 문제들을 확인하기 위하여 공화국측의 제기에 대해 일본측 관계자와의 면담, 관련자료의 공유 등 적절한 조치를 취하기로 하였다.

일곱째, 인도주의적견지에서 적절한 시기에 공화국에 대한 인도주의지원을 실시하는것을 검토하기로 하였다.

— 공화국측

첫째, 1945년을 전후하여 공화국령내에서 사망한 일본인의 유골 및 묘지와 잔류일본인, 일본인배우자, 랍치피해자 및 행불자를 포함한 모든 일본인에 대한 조사를 포괄적으로 전면적으로 실시하기로 하였다.

둘째, 조사는 일부적인 조사만을 우선시하지 않고 모든 분야에 대해 동시병행적으로 진행하기로 하였다.

셋째, 모든 대상들에 대한 조사를 구체적으로 진지하게 진행하기 위하여 특별한 권한(모든 기관을 대상으로 조사할수 있는 권한)을 부여받은 《특별조사위원회》를 내오기로 하였다.

넷째, 일본인유골 및 묘지, 잔류일본인 및 일본인배우자를 비롯하여 일본인과 관련한 조사 및 확인정형을 수시로 일본측에 통보하며 그 과정에 발견되는 유골의 처리와 생존자의 귀국을 포함한 거취문제는 일본측과 적절히 협의하기로 하였다.

다섯째, 랍치문제에 대해서는 랍치피해자 및 행불자에 대한 조사정형을 수시로 일본측에 통보하며 조사과정에 일본인생존자가 발견되는 경우 그 정형을 일본측에 알려주고 귀국시키는 방향에서 거취문제와 관련하여 협의하고 조치를 취하기로 하였다.

여섯째, 조사가 진척되는데 맞게 일본측의 제기에 대하여 그것을 확인할수 있도록 일본측관계자의 공화국체류, 관계자와의 면담, 관계장소의 방문을 실현시켜주며 관련자료들을 일본측과 공유하면서 적절한 조치를 취하기로 하였다.

일곱째, 조사는 신속히 진행하며 기타 조사과정에 제기되는 문제들은 여러가지 형식과 방법으로 계속 협의하고 적절한 조치를 취하기로 하였다.

주체 103(2014)년 5월 29일 평양(끝)

* 朝鮮中央通信ホームページより引用

http://www.kcna.kp/kcna.user.article.retrieveNewsViewInfoList.kcmsfjsessionid=7228DDBD48A1C99E665D8720B63976C7D#this

2014年6月27日(金)
四日市朝鮮初中級学校

다케시마 영유권에 관한 일본의 일관된 입장

다케시마는 역사적 사실에 비추어도, 또한 국제법상으로도 명백히 일본국 고유의 영토입니다.

한국에 의한 다케시마 정거는 국제법상 아무런 근거 없이 행해지고 있는 불법 정거이며, 한국이 이러한 불법 정거에 의거해 다케시마에 대해 시행하는 그 어떤 조치도 법적 정당성을 지니지 않습니다.

일본은 다케시마 영유권을 둘러싼 문제에 대해 국제법에 따라 냉정하게, 그리고 평화적으로 분쟁을 해결할 생각입니다.

竹島の領有權に関する日本の一貫した立場

竹島は、歴史的・事実上にも、かつ国際法上にも明らかに日本固有の領土です。

韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行われている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではありません。

日本は竹島の領有権を巡る問題について、国際法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決する考えです。

出典：外務省ホームページ

2014年4月16日 四日市朝鮮初中級学校

学友書房 教科書編纂委員会 貴中

要 請 文


前略

この度、この様な要請をするに至った経緯と事由について先ず述べます。

2013年3月三重県議会の予算決算常任委員会委員長報告で、県行政当局に対して、本校の教育内容が補助金の目的や教育基本法の趣旨に沿ったものであるか、教科書と教育内容について十分調査し、予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会への報告が求められました。

そのため、2013年6月の分科会に、県行政当局が本校で現在使用している教科書の概要及び日本語に訳した全教科書（初級部1年～中級部3年）の目次を報告したところ、教科書と教育内容の確認にあたっては、第三者の意見を聴く必要があるとの意見が出されました。

この意見を踏まえ、2013年12月の分科会に、



県行政当局が調査結果と第三者の意見を記載した報告書及び学園が行政当局に提出した文書により報告を行い、その後、2013年度の補助金が12月に交付されました。

しかし、この分科会で、2014年度の補助金の予算化のためには、本校の教育容を改善していくことが求められ、今年1月、県行政当局に学園から三つの改善策を示した文書を提出しました。この文書を1月の分科会に行政当局が報告し、その結果、2014年度の補助金が予算化されました。

なお、12月の分科会では、前述のほか、県行政当局に対して、2014年度の補助金の予算執行の前に、本校の教育内容についての具体的な改善内容を分科会に報告するよう求めています。

また、四日市市の2014年度の補助金についても、三重県と同様の状況になっています。

今学年度に入って、三項目の中の2項目の内容である独島（竹島）と拉致問題については既に実践済みです。残りの一つが教科書編纂に関わる事項です。



私たちは、補助金（公金）の支給を理由として教育内容などを実質的に審査することは、日本国憲法の侵害であり、教育基本法の趣旨にも反するものであり、また、子どもたちに主体的、民族的立場に立った歴史観を培うための教科書編纂は、民族の自主的な不可侵の権利であると認識しています。

その上で、要請するのは、日本で生まれ育ち、日本で生きていく朝鮮人子弟たちに、朝日間で相互関心があり、且つ国交正常化に向けて解決しなくてはならない事柄について、しっかりと教えることが好ましいとの思いから、ここに一考して頂く事を要請する次第です。

一、初・中級部の児童生徒たちに、朝鮮と日本の見解、ものごとの捉え方の違いなどをより分かりやすく教える方向で検討して下さる事。

二、児童・生徒たちが、日本の人々と手を携えて、よ

りよい共生社会を築いていこうという自覚や積極的な態度を言む方向で、内容をより一層充実して下さる事。

2014年8月4日

三重県四日市市阿倉川町8-30

三重朝鮮学園 理事長 李相

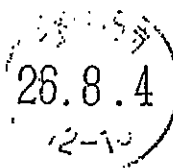


東京都板橋区小豆沢4-24-16

学友書房 教科書編纂委員会 様

この郵便物は平成 26年 8月 4日
第 71116 号普留内容証明郵便物として
差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



- 2 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告について（環境生活部関係分）
- 1 交付決定実績調書（5億円以上、変更分）（第2－3号様式） 15
 （平成26年2月～8月の5億円以上の補助金等の変更交付決定実績 計4件）
- 2 補助金等の交付実績（第3－2号様式） 17
 （平成25年度の1,000万円以上の補助金等の交付実績 計42件）
- 3 補助金等評価結果調書（第3－3号様式） 21
 （平成25年度の7,000万円以上の補助金等の評価結果 計15件）

第2-3号様式(条例第6条第4項関係)

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
2 (11)	私立高等学校等 振興補助金 (H25年度予算)	学校法人暁学園 四日市市萱生町 238	私立高等学校等に おける教育に係る 経常的経費に助成 する。	387,972	659,669	補助金取扱要領に基づき、暫 定的な交付決定を行っている ため	私学課	
5 (14)	同上	学校法人享栄学 園 名古屋市瑞穂区 汐路町1-26	同上	305,482	525,240	同上	同上	
6 (15)	同上	学校法人高田学 苑 津市大里窪田町 字下沢2865-1	同上	376,814	619,727	同上	同上	
8 (17)	同上	学校法人梅村学 園 名古屋市昭和区 八事本町101-2	同上	333,651	566,202	同上	同上	

15

第3-2号様式(条例第8条第1項関係)

補助金等の交付実績

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
1	私立高等学校等振興補助金	私立高等学校等振興補助金	学校法人津田学園	353,883	私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	私学課	
2	同上	同上	学校法人暁学園	659,669	同上	同上	
3	同上	同上	学校法人メリノール女子学院	139,400	同上	同上	
4	同上	同上	学校法人エスコラピオス学園	286,247	同上	同上	
5	同上	同上	学校法人享栄学園	525,240	同上	同上	
6	同上	同上	学校法人高田学苑	619,727	同上	同上	
7	同上	同上	学校法人セントヨゼフ女子学園	213,034	同上	同上	
8	同上	同上	学校法人梅村学園	566,202	同上	同上	
9	同上	同上	学校法人皇學館	375,556	同上	同上	
10	同上	同上	学校法人伊勢学園	213,177	同上	同上	
11	同上	同上	学校法人愛農学園	63,278	同上	同上	
12	同上	同上	学校法人日生学園	346,099	同上	同上	
13	同上	同上	学校法人大橋学園	39,697	同上	同上	
14	同上	同上	学校法人八木学園	10,122	同上	同上	

補助金等の交付実績

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
15	私立高等学校等振興補助金	私学振興会退職基金事業補助金	公益社団法人三重県私学振興会	164,005	環境生活部関係補助金等交付要綱	私学課	
16	同上	日本私立学校振興・共済事業団補助金	日本私立学校振興・共済事業団	69,213	同上	同上	
17	私立特別支援学校振興補助金	私立特別支援学校振興補助金	学校法人特別支援学校聖母の家学園	130,455	私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱	同上	
18	私立専修学校振興補助金	私立専修学校振興補助金	学校法人大橋学園	10,312	同上	同上	
19	同上	同上	学校法人古川学園	11,094	同上	同上	
20	私立高等学校等授業料減免補助金	私立高等学校等授業料減免補助金	学校法人伊勢学園	11,449	同上	同上	
21	斎宮歴史博物館管理運営費	斎宮跡普及・啓発活動等支援補助金	明和町	18,412	環境生活部関係補助金等交付要綱	文化振興課	
22	地球温暖化対策普及事業費	地域と共に創る電気自動車等を活用した低炭素社会モデル事業促進補助金	三重交通株式会社	12,500	環境生活部関係補助金等交付要綱	地球温暖化対策課	
23	アスベスト飛散対策事業費	石綿健康被害救済基金への拠出金	独立行政法人環境再生保全機構	13,120	石綿による健康被害の救済に関する法律	大気・水環境課	
24	浄化槽設置促進事業	浄化槽設置促進事業補助金	四日市市	31,950	環境生活部関係補助金等交付要綱	同上	
25	同上	同上	鈴鹿市	20,471	同上	同上	
26	同上	同上	津市	34,903	同上	同上	
27	同上	同上	松阪市	36,738	同上	同上	

第3-2号様式(条例第8条第1項関係)

補助金等の交付実績

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
28	浄化槽設置促進事業	浄化槽設置促進事業補助金	伊勢市	43,850	環境生活部関係補助金等交付要綱	大気・水環境課	
29	同上	同上	志摩市	33,929	同上	同上	
30	同上	同上	伊賀市	18,747	同上	同上	
31	隣保館運営費等補助金	隣保館運営費等補助金	桑名市	14,455	地方改善事業(隣保館運営費等)補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	人権課	
32	同上	同上	四日市市	17,248	同上	同上	
33	同上	同上	鈴鹿市	20,423	同上	同上	
34	同上	同上	津市	84,239	同上	同上	
35	同上	同上	松阪市	24,755	同上	同上	
36	同上	同上	伊勢市	22,627	同上	同上	
37	同上	同上	伊賀市	58,760	同上	同上	
38	同上	同上	名張市	16,437	同上	同上	
39	隣保館整備費補助金	隣保館整備費補助金	志摩市	56,105	地方改善施設整備費補助金交付要綱 環境生活部関係補助金等交付要綱	同上	
40	消費生活総務費	三重県消費者行政活性化基金事業費補助金	名張市	23,732	環境生活部関係補助金交付要綱	交通安全・消費生活課	

補助金等の交付実績

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	事務事業名	補助金等の名称	補助事業者等の氏名	交付額	交付の根拠	課(室)名	備考
41	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備事業	産業廃棄物最終処分場周辺環境整備市町補助金	四日市市	30,000	環境生活部関係補助金等交付要綱	廃棄物・リサイクル課	
42	最終処分場確保事業	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金	一般財団法人三重県環境保全事業団	277,396	同上	同上	

補助金等評価結果調書

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
25-10	私立高等学校等振興補助金	学校法人津田学園 四日市市笹川1丁目106-2	211,502	353,883	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	私学課	
25-11	同上	学校法人暁学園 四日市市萱生町238	387,972	659,669	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	同上	

補助金等評価結果調書

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
25-12	私立高等学校等振興補助金	学校法人メリノール女子学院 四日市市平尾町2800	86,835	139,400	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	私学課	
25-13	同上	学校法人エスコラピオス学園 四日市市追分1丁目9-34	172,391	286,247	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	同上	

補助金等評価結果調書

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
25-14	私立高等学校等振興補助金	学校法人享栄学園 名古屋瑞穂区汐路町1-26	305,482	525,240	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	私学課	
25-15	同上	学校法人高田学苑 津市大里窪田町字下沢 2865-1	376,814	619,727	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	同上	

23

補助金等評価結果調書

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
25-16	私立高等学校等振興補助金	学校法人セントヨゼフ女子学園 津市半田1330	128,407	213,034	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	私学課	
25-17	同上	学校法人梅村学園 名古屋市昭和区八事本町101-2	333,651	566,202	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	同上	

24

補助金等評価結果調書

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
25-18	私立高等学校等振興補助金	学校法人皇學館 伊勢市神田久志本町1704	222,610	375,556	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	私学課	
25-19	同上	学校法人伊勢学園 伊勢市黒瀬町562-13	130,197	213,177	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	同上	

補助金等評価結果調書

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
25-20	私立高等学校等振興補助金	学校法人日生学園 津市白山町八対野2739	208,028	346,099	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 学校種ごとに配分基準を設けて算出している。	私学課	
25-23	私立特別支援学校振興補助金	学校法人特別支援学校 聖母の家学園 四日市市波木町398-1	-	130,455	(根拠) 私立学校振興助成法 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を大きく担っている私立学校を支援することで、建学の精神に基づく教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校の教育条件の維持・向上並びに在籍児童・生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るためには、私立学校の経営の健全性を高め、その発展を促進する必要がある。 (効果) 学校法人の経営の安定性の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 補助対象経費を定め算出している。	同上	

補助金等評価結果調書

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
26-1	隣保館運営費等補助金	津市 津市西丸之内 23-1	84,729	84,239	<p>(根拠) 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱、環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 当補助金は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる隣保館への支援であり、公益性を有する。 (必要性) 社会福祉法による地域福祉の推進、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に、隣保館の役割が位置付けられており、開かれたコミュニティセンターとして、隣保館は地域における生活上の課題解決に向けた地域福祉の推進や様々な人権課題の解決のため設置運営され、各種事業を実施する必要がある。 (効果) 開かれたコミュニティセンターとしての隣保館の運営、事業の推進に寄与できた。 (交付基準の妥当性) 市町隣保館の運営費と事業毎に基準額を設けその範囲内で3/4の補助を基本とし交付している。補助金の内、2/3が国より交付されている。</p>	人権課	

27

補助金等評価結果調書

(部局名:環境生活部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
26-2	公共関与型産業廃棄物処理施設整備事業補助金	一般財団法人 三重県環境保全事業団 三重県津市河芸町上野3258番地	252,396	277,396	<p>(根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱(公益性) 県内の管理型最終処分場がひっ迫するなか、県内企業の健全な産業活動の維持を図るための産業廃棄物の受け皿としてのみならず、災害時の廃棄物の受け皿としての機能を持たせた管理型最終処分場の整備に県が支援を行うことは公益性を有する。</p> <p>(必要性) 公共の信用度を背景に公的関与による管理型最終処分場の整備を進め、健全な産業活動を維持していくための基盤整備を進めるとともに、災害廃棄物の処理を推進するため、(一財)三重県環境保全事業団が廃棄物処理センター事業として整備を進めている新小山最終処分場に対する県の一定の支援が必要である。</p> <p>(効果) 県及び国の支援により、新小山最終処分場については、平成24年12月に一部供用開始を行い、平成25年度末に整備が完了した。</p> <p>(交付基準等の妥当性) 廃棄物処理センター事業には国も財政支援を行っており、国補助は県補助が前提となっていることから、国庫補助金の算定方法に基づき同額を補助している。</p>	廃棄物・リサイクル課	

29

補助金等評価結果調書

(部局名:環境生活部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	当初交付決定額	交付実績額	評価結果	課(室)名	備考
26-3	私立高等学校等振興補助金(私学振興会退職基金事業補助金)	公益社団法人三重県私学振興会 津市上浜町1丁目293-4	—	164,005	(根拠) 環境生活部関係補助金等交付要綱 (公益性) 公教育の一翼を担う私立学校の教職員退職手当資金を充実し就労環境の安定に寄与することで、教育の充実が図られる。 (必要性) 私立学校で優れた教育が提供されるためには、退職手当制度が充実し、教職員に安心して授業が実施できるようにすることが必要である。 (効果) 退職金制度の安定化に寄与し、教職員の処遇の安定、必要な人材の確保に寄与することができた。 (交付基準の妥当性) 教職員の年間標準給与総額見込額に、毎年度決定している補助率を乗じて算出している。	私学課	

29